

名教委訓令第1号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会職員証規程及び名古屋市教育委員会職員の名札着用に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

(名古屋市教育委員会職員証規程の一部改正)

第1条 名古屋市教育委員会職員証規程(平成16年名教委訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(職員の定義) 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1) (略) (2) 教職員(校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、 <u>学校事務職員及び学校栄養職員</u> をいう。)	(職員の定義) 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員とする。 (1) (略) (2) 教職員(校長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手 <u>及び学校事務職員</u> をいう。)

(名古屋市教育委員会職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市教育委員会職員の名札着用に関する規程(昭和51年名教委訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、<u>次の各号に掲げる職員以外の職員をいう。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、<u>学校事務職員及び学校栄養職員</u>をいう。)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、<u>次に掲げる職員以外の職員をいう。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 教職員（校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手<u>及び学校事務職員</u>をいう。)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。